

那覇市建設工事共同企業体取扱要綱の一部を改正する要綱

那覇市建設工事共同企業体取扱要綱(平成26年3月31日都市計画部長決裁)を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(対象工事)</p> <p>第4条 共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める設計金額以上のもので、那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱(昭和57年1月26日助役決裁)第2条の建設工事等指名業者A選定委員会が指定したものとする。</p> <p>(1) 土木工事 <u>2億円</u></p> <p>(2) 建築工事 <u>2億5,000万円</u></p> <p>(3) その他の工事 <u>6,000万円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、技術的難度その他の理由により、特に必要と認められるときは、共同企業体に施工させることができるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>(構成員数)</p> <p>第5条 構成員の数は、2又は3社とする。</p> <p>2 前項の構成員の数は、次の基準により定めるものとする。</p>			<p>(対象工事)</p> <p>第4条 共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める設計金額以上のもので、那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱(昭和57年1月26日助役決裁)第2条の建設工事等指名業者A選定委員会が指定したものとする。</p> <p>(1) 土木工事 <u>3億円</u></p> <p>(2) 建築工事 <u>3億円</u></p> <p>(3) その他の工事 <u>1億円</u></p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p> <p>(構成員数)</p> <p>第5条 構成員の数は、2又は3社とする。</p> <p>2 前項の構成員の数は、次の基準により定めるものとする。</p>		
種別	設計金額	構成員数	種別	設計金額	構成員数
土木工事	<u>2億円以上</u>	2社	土木工事	<u>3億円以上</u>	2社
	<u>3億5,000万円未満</u>	3社		<u>4億3,000万円未満</u>	3社
	<u>3億5,000万円以上</u>			<u>4億3,000万円以上</u>	
建築工事	<u>2億5,000万円以上</u>	2社	建築工事	<u>3億円以上</u>	2社
	<u>5億円未満</u>	3社		<u>5億7,000万円未満</u>	3社
	<u>5億円以上</u>			<u>5億7,000万円以上</u>	
その他の工事	<u>6,000万円以上</u>	2社	その他の工事	<u>1億円以上</u>	2社
	<u>1億1,000万円未満</u>	3社		<u>1億3,000万円未満</u>	3社
	<u>1億1,000万円以上</u>			<u>1億3,000万円以上</u>	

3 前2項の規定にかかわらず、大規模の工事その他特に必要と認められるときは、構成員の数を別に定めることができるものとする。	[略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。